

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年8月29日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	1号機	原子炉建屋地下4階残留熱除去系配管スペース室(管理区域)において、作業のため排水口内の排水配管用閉止栓を取り外した際、排水配管からの粉じんの吹き上げ、及びそれに伴う社内基準値(4Bq/cm <sup>2</sup> )を超える汚染(最大約20 Bq/cm <sup>2</sup> )を当該排水口周り及び室内床面で確認した。当該箇所を除染済み。 【平成25年8月27日公表済み】 <a href="http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2013/pdf/25082701p.pdf">http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2013/pdf/25082701p.pdf</a>	G III 以下

3. G III グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	復水器連続洗浄装置差圧伝送器の点検時、ダイアフラム(隔膜)部に腐食による孔(微小な穴)を確認した。当該部を修理。	
2	4号機	海水熱交換器建屋No. 2サブドレンの「No. 2ポンプ故障」警報発生を確認した。当該ポンプを点検・修理、	